



令和5年度 第2回 大分県立歴史博物館協議会



日時：令和6年2月13日（火）
14：00～16：00
場所：大分県立歴史博物館 会議室

《 次 第 》

1 館長あいさつ

2 議 事

（1）令和5年度事業の実施状況について

- 利用状況
- 来館講座・訪問講座
- 広報活動等状況
- 展示事業
- 教育普及事業
- 調査研究事業（測量調査等）

（2）令和6年度事業計画（案）について

- 展示事業（企画展、特別展等）

（3）その他

大分県立歴史博物館キャラクター
ごりんくん



宇佐風土記の丘
大分県立
歴史博物館

OITA PREFECTURAL
MUSEUM OF HISTORY

大分県立歴史博物館協議会委員名簿

任期 自 令和 5年 9月11日
至 令和 7年 9月10日

選出分野	氏名	性別	役職名等	備考	
学校関係者(4名)	大学関係者	うえの じゅんや 上野 淳也	男	別府大学文学部教授	
	高等学校関係者	おにつか かずき 鬼塚 和宜	男	大分県立宇佐高等学校校長	
	中学校関係者	こうの くにこ 河野 邦子	女	豊後高田市立河内中学校校長	
	小学校関係者	たんべ とおこ 旦部 東子	女	宇佐市立宇佐小学校校長	
社会教育関係者(2名)	社会教育団体関係者	まつだ のりこ 松田 典子	女	国際ソロプチミスト大分-みどり 会員	
	文化活動関係者	わだ このみ 和田 木乃美	女	国見アートの会代表	
家庭教育の向上に資する活動を行う者(1名)	児童生徒保護者	ながくら めぐみ 長倉 恵	女	元 大分県立中津北高等学校PTA副会長	欠席
学識経験者(9名)	歴史民俗関係者	すなが たかし 須永 敬	男	九州産業大学国際文化学部教授	
	美術史関係者	わたなべ ゆうじ 渡邊 雄二	男	元 九州産業大学芸術学部教授	
	考古関係者	ふるさわ よしひさ 古澤 義久	男	福岡大学人文学部准教授	欠席
	文化財関係者	はらだ あゆみ 原田 あゆみ	女	東京国立博物館学芸企画部企画課長	zoom
	報道関係者	やまもと よしずみ 山本 吉純	男	大分合同新聞社生活文化部長	
	経済関係者	くどう まさとし 工藤 正俊	男	(公社)ツーリズムおおいた理事 大分航空ターミナル株式会社 代表取締役社長	欠席
	行政関係者	これなが しゅうじ 是永 修治	男	宇佐市長	欠席
	博物館関係者	たかさき しょうこ 高崎 章子	女	元 中津市歴史博物館館長	
	観光関係者	まつばら さとみ 松原 聡美	女	(一社)宇佐市観光協会事務局次長	

令和5年度 第2回大分県立歴史博物館協議会 事務局出席者名簿

日時:令和6年2月13日(火)

14:00~

場所:大分県立歴史博物館 会議室

職	氏 名
館長	古田 淳一郎
総務課長	田口 英治
学芸調査課長	菅野 剛宏
企画普及課長	村上 博秋
主幹学芸員	平川 毅
主任研究員	小屋 良樹
主任研究員	原田 昭一
研究員	井 大樹
研究員	植田 紘正
主事	小野 陽香

大分県立歴史博物館協議会条例

(昭和56年3月31日 条例第24号)

(設置)

第1条 大分県立歴史博物館（以下「博物館」という。）の円滑な運営を図るため、博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、大分県立歴史博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、博物館の運営に関し、博物館の館長の諮問に応じるとともに、博物館の館長に意見を述べるものとする。

(定数)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

(任命)

第4条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大分県教育委員会が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、博物館において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例

昭和五十六年三月三十一日 大分県条例第二十三号

〔大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例〕をここに公布する。

大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第一条 郷土の歴史に関する県民の理解を深め、もつて教育、学術及び文化の発展に寄与するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十条及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四第一項の規定に基づき、大分県立歴史博物館(以下「博物館」という。)を設置する。

(構成及び位置)

第二条 博物館は、宇佐風土記の丘及び歴史博物館をもつて構成し、その位置は、宇佐市大字川部及び大字高森とする。

(事業)

第三条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 歴史資料、考古資料、民俗資料等(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を含む。以下「歴史資料等」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 歴史資料等に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- 三 歴史資料等に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。
- 四 歴史資料等の修復その他保存に関すること。
- 五 歴史資料等に関する知識を普及し、及び啓発すること。
- 六 史跡川部・高森古墳群及びその周辺地の環境を保全し、及び活用すること。
- 七 前各号に掲げる事業のほか、博物館の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第四条 博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第五条 博物館を利用しようとするものは、大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)に定めるところにより、使用料を納めなければならない。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第三条第一号及び第五号並びに第五条の規定は、同年十一月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第二〇号)抄

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

(大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館協議会条例の一部改正)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。